

議案第36号

東近江市税条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年5月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市税条例の一部を改正する条例

(東近江市税条例の一部改正)

第1条 東近江市税条例（平成17年東近江市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「市長において」を削り、「減額し、又は免除する」を「減免することができる」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第1項中「、市長において」を削り、「減額し、又は免除する」を「減免することができる」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由がある固定資産

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第81条の8第1項中「減免する」の次に「ことができる」を加える。

第89条第1項中「減額し、又は免除する」を「減免することができる」に改め、同条第2項ただし書を削る。

第90条第1項中「減免する」の次に「ことができる」を加え、同条第2項ただし書及び第3項ただし書を削る。

第139条の3第1項中「、市長において、」を削り、「減額し、又は免除する」を「減免する」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める

場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第15条の3中「減免する。」を「減免することができる。」に改める。

(東近江市税条例の一部改正)

第2条 東近江市税条例の一部を次のように改正する。

第24条の次に次の1条を加える。

(法人の市民税の課税免除)

第24条の2 次に掲げる者に対しては、市民税を課さない。ただし、次に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- (1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人のうち規則で定めるもの
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人
- (3) 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものに限る。)又は一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)
- (4) 管理組合法人及び団地管理組合法人
- (5) マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
- (7) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

第34条の7第1項第2号中「(平成10年法律第7号)」を削る。

第51条第1項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第90条第2項中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

(東近江市税条例の一部改正)

第3条 東近江市税条例の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

附則第4条の2を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定及び次条第1項の規定 令和7年4月1日

(2) 第3条の規定及び次条第2項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の東近江市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の法人の市民税について適用し、令和6年度分までの法人の市民税については、なお従前の例による。

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号の規定による改正後の東近江市税条例第34条の7第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

提案理由

職権による減免を可能とする規定の追加及び法人市民税の軽減措置の見直しを行うほか、地方税法等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。